

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
環境建設委員会	
福祉文教委員会	
議長会の動き	15
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	17
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	24
要綱・要領等の制定、改廃の状況	25
制定された要綱・要領	27
青梅市会計年度任用職員人事評価実施要綱	以下11件

議 会 日 誌

< 8 月 >

- 4 日 (火) 午前 9:30 一般・特別会計決算および基金運用状況等審査 [第3委員会
室一鴻井監査委員]
- 5 日 (水) 午後 3:00 東京都市議会議長会理事会・定例総会 [東京自治会館一久保議
長、局長]
- 6 日 (木) 午前 9:30 一般・特別会計決算および基金運用状況等審査 [第3委員会
室一鴻井監査委員]
- 20日 (木) 午前 9:00 決算審査講評 [庁議室一鴻井監査委員]
- 25日 (火) 午後 3:00 議会運営委員会
- 26日 (水) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
- 27日 (木) 午前10:00 新型コロナウイルス対策特別委員会
- 31日 (月) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一久保議長、山内副議長、局長]

< 9 月 >

- 1 日 (火) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 令和2年市議会定例会9月定例議会 本会議 [議案審議、一
般質問]
- 2 日 (水) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 3 日 (木) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 4 日 (金) 午前 9:30 環境建設委員会
午前10:00 総務企画委員会
午前10:00 福祉文教委員会
- 7 日 (月) 午前 9:00 青梅市吉川英治記念館オープニングセレモニー [吉川英治記
念館一久保議長、山内副議長、局長]
- 11日 (金) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 青梅市立総合病院にお
ける新型コロナウイルス感染症のクラスター発生について、
2. 青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況につ
いて]
午前11:34 予算決算委員会
午後 3:17 総合病院建替特別委員会

	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午前10:30	総合病院建替特別委員会
16日 (水)	午前10:00	予算決算委員会
17日 (木)	午前10:00	予算決算委員会
	午後 4:38	総務企画委員会
18日 (金)	午後10:00	予算決算委員会
	午後 3:22	新型コロナウイルス対策特別委員会
28日 (月)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
29日 (火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議]
	午後 2:59	議会運営委員会
	午後 4:21	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
＜10月＞		
7日 (水)	午後 2:30	小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査会 [福祉センター—阿部環境建設委員長]
9日 (金)	午前10:00	環境建設委員会行政視察 [武蔵村山市]
12日 (月)	午前10:30	西多摩地区議長会事務局長連絡会議・定例会議 [檜原村役場—久保議長、局長、次長]
14日 (水)	午後 2:00	全国市議会議長会特別委員会視察 [市役所—青梅市における自治会・町内会等の活動及び青梅市自治会の取組について]
15日 (木)	午前10:00	福祉文教委員会視察 [東大和市]
19日 (月)	午後 2:00	関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会 [桐生グランドホテル—久保議長、山内副議長、小山総務企画委員長、局長]
21日 (水)	午前10:00	神奈川県平塚市議会議員行政視察 [市役所—通年議会について]
22日 (木)	午前10:00	新型コロナウイルス対策特別委員会
		議会運営委員会
	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [昭島市役所—局長]
26日 (月)	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
29日 (木)	午前 9:15	議会運営委員会

午前10:00 令和2年市議会定例会10月臨時議会 本会議 [議案審議、委員会議案審査報告]
午前10:16 総務企画委員会
午前11:20 予算決算委員会



行政視察報告

環境建設委員会

環境建設委員会では、これまでも超高齢社会において公共交通網を充実させ、交通弱者をなくす研究のため、「交通弱者『特に高齢者等の生活不安脱却』対策について並びに地域公共交通の改善策」を所管事務調査事項としている。

調査を進めるに当たり、コミュニティバスを運行している東京都羽村市への令和2年2月の具体的な取組の調査に引き続き、今回は東京都武蔵村山市を視察することとした。

視察地 東京都武蔵村山市

視察期間 令和2年10月9日（金）

視察事項 市内循環バス（MMシャトル）および乗合タクシー「むらタク」について

参加者 （委員長）阿部 悦博 （副委員長）天沼 明
（委員）山崎 哲男、藤野ひろえ、片谷 洋夫、
山内公美子、結城 守夫、下田 盛俊
（随 行…中村議事係長、内藤議事係主任）

1 概要

【市内循環バス（MMシャトル）】

(1) 運行形態

バス交通の充実および市民の日常生活の利便向上を図るため、立川バス株式会社に補助金を交付して運行。

※小型バス11台（定員32～36人）、うち1台は予備

(2) 運行ルート

4ルート（効率的な運行をするため通勤時と日中時でルートが異なる）

(3) 運賃

区 分	運 賃		備 考
	現金	I C	
大 人	180 円	178 円	中学生以上
大人(障害あり)	90 円	89 円	障害者手帳等の提示
小 人	90 円	89 円	小学生
小人(障害あり)	50 円	45 円	障害者手帳等の提示
未就学児童	無 料		小学校入学前のお子様(人数制限等なし)
シルバーパス所持者	無 料		シルバーパスの提示

(4) 利用者数

令和元年度 267,069 人

(5) 補助金額（令和元年度）

項 目	金 額
運行経費補助金（※）	133,124,000 円
バスロケーションシステム運営費補助金	468,000 円
車両購入経費補助金	21,155,000 円
合 計	154,747,000 円

（※）運賃箱および運賃表示器の交換による経費補助額（23,124,000 円）を含む。

【乗合タクシー「むらタク」】

(1) 運行形態

電話などで事前に予約をして乗車する乗合型の交通システム（デマンド型）で、タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ。

市内の運送会社に運行業務を委託し、利用料金は市の歳入となる。

※事前に利用者登録が必要。

(2) 運行ルート

市南西地区の自宅から市内の主要公共公益施設13か所

(3) 利用料金

区 分	金 額
一般（大人）	300 円
割引料金対象者	150 円
障害者手帳等所持者および要介護（要支援）認定者	
シルバーパス所持者	
小学生（小人）	
介助者	
未就学児童	無 料

(4) 利用者数

令和元年度 3,498 人 （※登録者数 774 人）

(5) 運行経費（委託料）

令和元年度 7,717,200 円



武蔵村山市の担当職員から説明を受ける委員



実際に乗車したMMシャトル

2 導入の経緯

【市内循環バス（MMシャトル）】

市内のバス交通の充実を促進し、市民の日常生活における利便向上を図るため、市の要請を受け、立川バス株式会社が昭和55年7月1日に運行を開始した。

【乗合タクシー「むらタク」】

市南西地区においても日中時における市内循環バス（MMシャトル）を運行していたが、利用者数が低迷したことから平成25年3月をもって廃止し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間において乗合タクシーの実証実験運行を行い、平成28年4月1日より本格運行を開始した。

3 武蔵村山市地域公共交通会議の設置

学識経験者、公募による市民、利用者の代表者、国土交通省関東運輸局の職員、一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者、一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者、一般社団法人東京バス協会の代表者、一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者、警視庁東大和警察署の職員、市長又はその指名する者で構成された武蔵村山市地域公共交通会議を設置し、年に3回程度開催し前年度の報告、改善策を検討し意見をまとめる。これに基づき運行ルート編成、バス停の変更、バス利用特典サービスなどの改善を行っている。

また、アンケート調査を実施し、利用者および市民の意見等も聴取している。

4 課題

【市内循環バス（MMシャトル）】

- (1) 運行経費が補助金を上回っており、事業者から補助金増額の要望がある。
- (2) 4ルートのうち、2ルートは利用者が少なく、今後見直しの検討の必要がある。
- (3) バスロケーションシステム（スマートフォンやパソコンから市内循環バスの運行情報が検索でき、リアルタイムのバスの位置や到着までの時間などが表示されるシステム）に、不具合が多く利用者に不便をかけている。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者および収入が減少している。そのため、今年度については事業者に補助金を追加する。

【乗合タクシー「むらタク」】

- (1) 登録者数は毎年増加しているものの、利用者数および利用料金収入は、平成28年度までは増加傾向であったが、平成29年度からは減少している。
- (2) 利用者からは病院等に行くのに便利であるとの意見もいただいているが、利用地域の拡大、主要公共公益施設13か所以外でも利用可能としてほしいなどの要望がある。



環境建設委員会の委員（武蔵村山市役所にて）

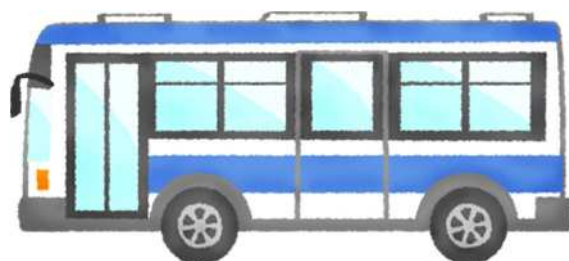
【視察を終えて】

市内循環バス（MMシャトル）および乗合タクシー「むらタク」の両方に補助金や委託料等を支出し運行しているというのは、武蔵村山市の予算規模から考えても、とても大胆な施策であると思った。市民の日常生活の利便向上と市内の公共交通の充実として必要不可欠ではあるが、利用者数が減少しているという課題があることもわかった。

青梅市は、既存の公共交通との共存という大きな課題、都営バス等との関係性や公共交通空白地域などの条件も違うことから、武蔵村山市の方法をそのまま取り入れることはできないが、今後、青梅市に適した地域公共交通を考える上で一つの参考としたい。

また、新たな公共交通といっても、一からつくるのは難しく、広域で他自治体との連携なども模索していく必要があると思うが、それには交通に特化した部署の設置など、組織体制の強化も含め、行政側にも協力を求めていきたい。

（環境建設委員長 阿部 悦博）



福祉文教委員会

福祉文教委員会では、これまでも給食センターの整備のあり方等について、北海道旭川市、神奈川県海老名市、杉並区および福生市の先進自治体における具体的な取り組みを調査するとともに、根ヶ布、藤橋両調理場の現状を把握しながら検討を進めてきた。そして、本年1月に「青梅市学校給食センター施設整備基本計画（素案）」により、新学校給食センターの概要、事業手法および建設スケジュール等が示されたことから、よりよい給食センター整備のあり方について研究することを目的として「学校給食センターの建て替えについて」を所管事務調査事項とした。

建設予定地である根ヶ布調理場跡地の敷地北側は、土砂災害警戒区域（一部、土砂災害特別警戒区域）に指定されているため、建設時には各種法令等に適合した構造とすることがあることから、実際の敷地面積よりも狭い面積の中での計画となる可能性もある。そこで、限られた敷地を有効に活用し、青梅市が想定する8,000食を提供している東大和市学校給食センターを視察し、建て替えにあたっての具体的な取り組みや課題等について調査を行った。

視 察 地 東大和市

視察期日 令和2年10月15日（木）

視察事項 学校給食センターの建て替えについて

参 加 者 （委員長）湖城 宣子 （副委員長）迫田 晃樹
（委 員）井上たかし、ひだ 紀子、大勢待利明、
島崎 実、久保 富弘、鴻井 伸二、
（随 行…平岡主査）

【東大和市学校給食センター】

1 建て替えの経緯

昭和42年に第一学校給食センターを開設して以来、昭和48年の第二学校給食センター開設を経て、市立小中学校に対して2つの給食センターで調理した給食を提供してきたが、施設の老朽化や狭隘化、個々食器の導入、学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギーへの対応、災害時の炊き出し等への対応など多くの課題があったことから建て替えとなり、現在の給食センターを平成29年4月に開設した。

<旧施設の使用期間>

施 設 名	建設年度	使 用 期 間
第一学校給食センター	昭和41年	昭和42年4月～平成29年3月(50年間)
第二学校給食センター	昭和47年	昭和48年4月～平成29年3月(44年間)

2 施設概要

場 所 東大和市桜が丘2丁目142番地41
構 造 鉄骨造、地上2階
最 高 高 さ 15.28メートル
敷 地 面 積 3,148.76平方メートル
建 築 面 積 2,042.90平方メートル
延 床 面 積 3,913.58平方メートル
調 理 能 力 1日最大8,000食（小学校10校と中学校5校の15校へ給食を提供）

3 職員構成（令和2年4月現在）

給食課長 1名
栄 養 士 4名（会計年度任用職員1名含む）
給 食 係 6名（正規職員3名＋臨時職員3名）
調 理 員 79名（委託：午前32名、午後13名、全日34名）
運 転 士 5名（委託）
配 膳 員 31名（委託：小学校21名、中学校10名）

4 提供食数（令和2年4月現在）

小 学 校 4,775名
（内訳 低学年 1,439名、中学年 1,437名、高学年 1,899名）
中 学 校 2,256名
合 計 7,031名（教職員等約500名含む）

*年間約125万食を提供している



給食課職員からの説明を聞く委員



5 給食内容

児童・生徒の嗜好を配慮するとともに、給食を通じてできる限り多くの経験をしてもらいたいと考えている。栄養バランスのとれた、おいしく、衛生的に安全な給食作りを目指して、栄養士（栄養教諭）と調理員の全員が力をあわせて給食を提供できるよう努力している。

☆主食

- ・ごはん：週に約3～4回程度提供。ごはんは基本、給食センターで炊く。白飯以外にも、味付きごはんとして、わかめごはんや五目ごはん、ピラフ、チャーハンなどの他に、たけのこごはん、グリーンピースごはん、さつまいもごはん、赤飯など季節のごはんも提供している。
- ・パン：週に1～2回程度提供。食パン、コッペパン、丸パンを基本とし、ココアパンや黒砂糖パンなどの味付きのパンも提供している。涼しい時期には、揚げパンも取り入れている。
- ・めん：10日に1回程度提供。スパゲッティ、ラーメン、焼きそば、うどんなどを提供している。

☆牛乳

「カルシウム」は成長期の児童・生徒にとって重要な栄養素であるため、その吸収率の高い牛乳をほぼ毎日提供している（成分は市販の牛乳と同じ）。コーヒーマイルクやお茶などを提供することもある。

☆おかず

- ・季節を感じられるよう、旬の食材を多く使用するようにしている。また、食の幅を広げるため、多くの食品を使用できるように献立を工夫している。
- ・日本の食文化を伝えるため、和食の献立を積極的に取り入れるとともに、日本の伝統な行事食や郷土料理も取り入れている。
- ・国際理解を深めるために、世界の料理も取り入れている。
- ・東大和市産の地場野菜（じゃがいも、だいこん、里芋、にんじん等）を積極的に使用している。
- ・噛むことを意識してもらうため、噛み応えのある食材を使用している。6月の「歯と口の健康週間」に合わせ、「カミカミメニュー」を取り入れている。
- ・「だし」には、削り節や昆布を使用し、シチューやカレーの「ルウ」は小麦粉とバターで手作りしている。
- ・しょうゆ、みそは遺伝子組換えでない大豆を使っており、豆腐、生揚げ、油揚げ、大豆もやし等についても、遺伝子組換えでない原材料のものを使用している。
- ・平成8年9月以降、O157の食中毒を防止するため、原則、加熱処理したものを提供することになり、野菜は茹でたり、炒めたりして提供している。



—試食させていただいた給食（量は中学生）—

- ・キノコの豆乳入りクリームパスタ
- ・フレンチサラダ
- ・手作りぶどうジュレ
- ・牛乳

6 質問事項に対する回答について

(1) 建設にあたって

Q 1 建て替えにあたり他市への視察を行ったか

A 1

施設名	視察年月日	視察目的
海老名市食の創造館	平成25年2月12日	施設建設の参考とするため。
立川市学校給食共同調理場	平成25年2月19日	
立川市学校給食共同調理場	平成28年6月27日	調理配膳業務委託業者選定の参考とするため。
狭山市立堀兼学校給食センター	平成28年6月28日	
ふじみ野市なの花学校給食センター	平成28年6月30日	

Q 2 建て替え後の面積は充分であるか

A 2 通常の給食提供においては、過不足はないと認識している。なお、敷地があまり広くないため、来訪者の駐車場および駐輪場の確保が困難。

Q 3 2階建ての建物のメリットとデメリットについて

A 3 メリットについては、限られた敷地を有効活用できること。2階部分を1階部分より広くすることで、ドックシェルター、エントランス周辺のひさしを兼ねることができ、コスト縮減につながった。

デメリットについては、1階が食材納品、給食配送スペース、2階が調理スペースとなっているため、荷物用エレベーターの設置が必要となること。

Q 4 以前できなかった事で建て替え後にできるようになった事があるか

A 4 個々食器の導入（以前はランチ皿使用）、米飯のセンター内調理（以前は炊飯委託で実施）、食物アレルギー除去食の提供、社会科見学・試食会の積極的な受入れ（見学窓あり）。

Q 5 建設後にこれをやっておけばよかったと気づいた点はあるか

A 5 調理委託業者を建設前に決定し、設計時に意見を聞いておく（契約上難しいかもしれないが…）。

(2) 設備について

Q 1 自家発電装置は通常電力の何割程度の発電ができ、停電時もフル稼働できるのか。また、これはどの程度の停電や災害を想定しているか

A 1 自家発電装置は2～3割程度の機器が使用できる量の発電が可能（稼働可能機器：蒸気ボイラー、炊飯システム、加圧給水ポンプ等）。数日間、避難所に炊き出しを提供する必要がある災害を想定し、約3日間は電力供給が可能となっている。

Q 2 アレルギー食調理室を作る際の留意点と現状の運用について

A 2 ・アレルギー食調理室では、除去食対象の献立を調理し、アレルギー除去食専用の保温容器に入れ、配送する。
・除去食対象6品目を一切持ち込まないようにするため、下処理（肉・魚の味付け）、上処理（野菜の切裁）以降の調理は当該調理室で行い、アレルギー除去食担当の調理員および栄養士は他の部屋には行かない。
・食材や人員の動線が混在しないように配慮するとともに、アレルギー除去食専用の容器等を保管するスペースを確保している。

Q 3 建物の建築費、諸設備を入れた総事業費およびその資金調達方法について

A 3 総事業費は、31億9,299万9,420円。資金調達の方法は、一般財源の他、公共施設整備等基金繰入金、東京都区市町村振興基金を活用。

(3) 委託化について

Q 1 委託業者の選定基準や選定方法、選定にあたっての重点ポイントは

A 1 選定基準については、東大和市の学校給食事業を理解しているか、調理体制が具体的に示されているか、アレルギー除去食を安全に調理するための詳細な計画があるか等。

選定方法については公募型プロポーザル方式とし、選定の重点ポイントについては、複層階の給食センターでの業務責任者経験のある者を配置する等の具体的な人員配置提案および他自治体の給食センターにおけるアレルギー除去食対応の実務経験を有し、アレルギー事故を防ぐための具体的な対応策の提案があったこと。また、東大和市の学校給食の基本方針である地場野菜の使用、手作り給食の調理および食育についての対応策が具体的であったこと。

Q 2 委託化のメリット、デメリットは

A 2 メリットについては、委託事業者のノウハウを活かした新メニューや調理法の提案があること。デメリットについては、特になし。

(4) その他

Q 1 学校給食調理以外にもセンターを活用する多機能化について検討されたか

A1 災害時の炊き出しが可能な施設としている。

7 視察を終えて

東大和市学校給食センターは、学校給食衛生管理基準に従い、各諸室で衛生管理が徹底された素晴らしい施設であると感じると同時に、この点はかなり厳しくやっ
ていかなければいけないと強く思った。また、施設自体は大変コンパクトであるが、
動線などはよく考えられていると感じた。そして、このようなゾーニングは、修繕
や延命化でできるものではないということを改めて実感した。

東大和市では建設、運営、配送を別々の委託で行っていたが、民間業者のノウ
ハウを活かした提案が随所に取り入れられており、それをどのようにすり合わせてい
き、使いやすい建物を造るかという点は非常に重要であり、参考になるものであっ
た。また、青梅市が採用することとしたDBO方式（民間事業者が施設の設計・建
設の一括発注と維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する事業手法）では、
どのようにできるのかなど、さらに調査していく必要があると感じた。

さらに、質問事項により明らかになった東大和市学校給食センターの建築事業費
は、新学校給食センター施設整備費の試算額以下であるため、整備費については圧
縮できる可能性がある。土砂災害警戒区域という問題もあるが、その区域外に複層
階の施設を建設するという点も含めて、今後さらなる議論が必要であると感じた。

福祉文教委員会としては、より良い新学校給食センターの建設に向け、今後も引
き続き検討を進めていくこととしたい。

(福祉文教委員長 湖城宣子)



ドライ式の調理場内床面



東大和市学校給食センター前にて

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月5日（水） 理事会・定例総会

○理事会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下11件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 各市提出議案について
- 2 都県提出議案について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について

* その他

- 1 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

○定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下11件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 各市提出議案について
- 2 都県提出議案について

* その他

- 1 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

10月23日（金） 事務局長連絡会議

* 案件

- 1 会務報告
- 2 北方領土の返還を求める都民会議令和2年度通常総会の会議結果について（了承）
- 3 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和2年度第1回臨時評議員会の会議結果について（了承）
- 4 令和2年度日中友好交流事業について（了承）

- 5 第230回東京都都市計画審議会の会議結果について（了承）
- 6 関東市議会議長会支部長会議の会議結果について（了承）
- 7 令和3年度東京都議会議長会事業計画（案）について（承認）
- 8 令和3年度東京都議会議長会の負担金（案）について（承認）
- 9 令和3年度東京都議会議長会歳入歳出予算（案）について（承認）
- 10 令和3年度東京都議会議長会関係役員（案）について（承認）

* 連絡事項

- 1 11月定例総会閉会後の意見交換会の中止について
- 2 令和2年度東京都議会議長会事業日程

* その他

西多摩地区議長会

10月12日（月） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

* 協議事項（了承）

- 1 定例会議の運営について
- 2 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告について

* 議題（原案どおり決定）

- 1 賀詞交歓会について
- 2 令和3年度の運営について
- 3 その他

* その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

8月13日（木） 事務局長会議（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和2年度の運営及び行事予定について
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（案）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和2年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 令和元年度施行者別売上調べ
- 5 令和2年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 令和2年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月5日（月） 役員会（書面会議）

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について
- 4 令和2年度の運営及び行事予定（案）について
- 5 役員会及び研修視察（案）について
- 6 その他

* その他

10月19日（月） 臨時総会

○臨時総会

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項

- 1 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳 入 予算額 234万 794円 決算額 234万 794円

歳 出 予算額 234万 794円 決算額 149万9233円

差引残額 84万 596円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について（原案どおり決定）
青梅市議会は、16万4000円。
- 3 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に9404円を減額し、補正後の予算額を291万9596円にしようとするもの。

* その他

- 1 令和2年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 その他
 - (1) 関東地区競艇主催地議会協議会令和2年度役員一覧
 - (2) 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
 - (3) 令和2年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
 - (4) 令和2年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事日程
 - (5) 会長（全国、関東）及び定期総会設営議会一覧表
 - (6) 令和3年度全国競艇主催地議会協議会分担金

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月4日（火） 第2委員会（書面会議）

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和2年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

8月5日（水） 第3委員会（書面会議）

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 令和2年度第2委員会活動計画（案）について
 - 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

東京河川改修促進連盟

8月28日（金） 総会・促進大会（書面会議）

○総会

* 議事

- 1 令和2年度事業報告（了承）
- 2 令和元年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	972万8183円	決算額	972万7190円
歳出	予算額	972万8183円	決算額	131万8255円
差引残額	840万8935円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 令和2年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 4 令和2年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 1117万 935円

* 河川事業説明

東京都建設局河川部

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部

○促進大会

* 意見発表

目黒区、八王子市、三鷹市

* 大会宣言（案）（原案どおり決定）

昨年、10月に発生した「令和元年東日本台風」は、東日本各地で記録的な豪雨をもたらし、堤防が決壊するなど未曾有の水害を発生させ、多くの尊い命や財産を奪い、日本経済に大きな影響を与えた。

首都東京も、7河川で溢水するなど内水氾濫も合せ、千棟を超える甚大な浸水被害が発生し、災害から都民の命と財産を守るべき防災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量が増加することが予想され、都内各所において、甚大な被害が頻発する懸念が高まっている。

東京都は平成24年11月に目標水準を、区部では時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、いずれも等しく年超過確率20分の1の降雨に対して、安全度の向上を図ることとした。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、増加する被災箇所への対応や老朽化したインフラ更新のために予防的な河川整備や下水道整備を加速的に実施していくための予算配分が十分になされていない。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修を早期に実現し、安全で潤いがある豊かな生活環境を築くことこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市、の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

* 大会決議（案）（原案どおり決定）

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 激甚化・頻発化する豪雨災害から都民の暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
- 一 レベルアップした目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
- 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進

- 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
- 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
- 一 都市河川改修及び下水道整備の更なる推進に必要な財源の確保及び増額以上、決議する。

東京都道路整備事業推進大会

10月26日（月） 推進大会（書面会議）

- * 大会規約の改正（報告）
- * 大会宣言

首都東京は、日本経済の牽引役であるとともに、世界経済の中枢を担っている。その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

また、延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を来年に控え、安全で円滑な移動を確保することも急務となっている。

このような状況を打開し、二度目となる競技大会の開催を迎える東京をより活力のある都市としていくためには、東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進するとともに、広域的な重要物流道路等の機能強化による安定的な輸送を確保し、地域活力の向上や地域環境の保全を図る必要がある。

あわせて、連続立体交差事業・橋りょう整備・交差点改良等のボトルネック対策、道路インフラの老朽化対策、緑豊かで安全な歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、通学路の交通安全対策の推進や、沿道のまちづくりと一体となった道路整備等、多様な施策も必要不可欠である。

さらに、首都直下地震の発生が想定されるなか、高度防災都市の実現に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化も、早急に進めなければならない。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は令和2年度が最終年度であるが、3年度以降に目標達成予定と8項目を達成した上、この対策をより一層推進するため、十分な予算措置を含めた国の支援や、今後も継続した国の支援が不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定的に確保し、集中的に投入

することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第31回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

* 大会決議

東京の道路は、物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保し、大きなストック効果をもたらす等、極めて重要な役割を担っている。来年度には延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控えている。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた新しい生活様式の実践により、物流は更に必要不可欠となっている。首都東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化による、日本経済の更なる活性化に向け、道路整備に関する次の施策を推進するとともに、その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

- 一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 一 平常時・災害時に関わらず安定的な輸送を確保するため、拠点間をつなぐ重要物流道路、代替・補完路の機能強化や重点支援を図ること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。
- 一 高度防災都市の実現に向け、木造住宅密集地域における延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する、技術的・財政的支援を着実にを行うこと。
- 一 歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、及び通学路等の交通安全対策を推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 令和2年度は、国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度であるが、今後も継続して推進を図るため、3年度以降に目標達成予定となっている8項目を達成した上で、新たな支援制度の検討を行うなど、必要な予算措置を行うなどの必要な財政措置を行うこと。

- 一 道路関係予算について、令和3年度要求額を満額措置するとともに、2年度補正予算を早期に編成し、必要額を確保すること。
 - 一 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。
- 右に決議する。



青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
318	青梅市例規類集(令和2年度版)第1巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令和元	A4
318	青梅市例規類集(令和2年度版)第2巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令和元	A4
318	議会年報 平成31年版	稲城市議会事務局	稲城市議会事務局	令和2	A4
318	広報おうめ 平成30年度～令和元年度 (No.1339～No.1386)	—	青梅市	—	B4
343	PPP/PFI 事例集	内閣府民間資金等 活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室)	内閣府民間資金等 活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室)	令和2	A4
349	市税概要 令和2年度版	青梅市市民部	—	令和2	A4
369	高齢者の暮らしの手引き (令和2年度版)	青梅市	青梅市	令和2	A4
369	第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定にかかる調査報告書	—	青梅市	令和2	A4
370	青梅市学校教育要覧(令和2年度)	—	青梅市教育委員会	令和2	A4
373	令和2年度青梅市教育委員会の事務点検評価(平成 31年度(令和元年度)分事業対象)報告書	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令和2	A4
498	病院年報 平成31年度版	青梅市立 総合病院	青梅市立 総合病院	令和2	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2019(平成 31・令和元)年度統計	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令和2	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2019(平成 31・令和元)年度統計 概要	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令和2	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和2年8月～11月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市行財政改革推進本部設置要綱	改正	財政課
青梅市公募型指名競争入札実施要綱	訂正	総務契約課
青梅市会計年度任用職員人事評価実施要綱	制定	職員課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付要綱	制定	防災課
令和2年度青梅市自主防災組織防災活動拠点非常用電源等資機材支給要綱	制定	防災課
青梅市市民センターにおける使用料減免に関する基準	改正	市民活動推進課
青梅市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱	改正	清掃リサイクル課
青梅市ゆめうめBaby特別給付金給付事業実施要綱	制定	福祉総務課
令和2年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市生活困窮者住居確保給付金支給要綱	改正	生活福祉課
令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市福祉センターにおける使用料減免に関する基準	改正	高齢者支援課
令和2年度青梅市妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査費用助成金交付要綱	制定	健康課
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健康課
令和2年度青梅市幼児教育・保育事業従事者に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給事業実施要綱	制定	子育て推進課
令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育施設等事業費補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市病後児保育等事業実施要綱	改正	子育て推進課
青梅市認証保育所利用者補助金交付要綱	改正	子育て推進課

件 名	区 分	所 管
青梅市保育所運営費等支弁要綱	改 正	子育て推進課
青梅市乳幼児ショートステイ事業実施要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農 林 水 産 課
青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準	改 正	スポーツ推進課
一般社団法人青梅市体育協会補助金交付要綱	改 正	スポーツ推進課
青梅市ふれあいセンターにおける使用料減免に関する基準	改 正	社 会 教 育 課
青梅市文化交流センターにおける使用料減免に関する基準	改 正	社 会 教 育 課
青梅市学校給食費口座振替・自動払込収納事務取扱要領	制 定	学校給食センター
青梅市学校給食費公会計化に関する検討委員会設置要綱	廃 止	学校給食センター
青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱	廃 止	学校給食センター
青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱	廃 止	学校給食センター
青梅市学校給食会運営要綱	廃 止	学校給食センター
青梅市学校給食会会計事務要領	廃 止	学校給食センター
学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領	廃 止	学校給食センター

制定された要綱・要領

青梅市会計年度任用職員人事評価実施要綱

1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項および青梅市職員人事評価実施規程（平成17年訓令（甲）第6号。以下「規程」という。）第17条の規定にもとづき、同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

この要綱による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、会計年度任用職員とする。ただし、青梅市立総合病院に勤務する会計年度任用職員の人事評価については、病院事業管理者が別に定める方法により実施することができる。

3 評価者

- (1) 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）は、被評価者の所属する課の課長職とする。
- (2) 任命権者は、評価者に事故があるときまたは評価者が欠けたときは、別の職員を評価者とすることができる。

4 人事評価の時期および期間

- (1) 人事評価は、毎年度12月1日（同日に在職しない会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員の任用期間内において任命権者が定める日）を評価基準日として実施する。
- (2) 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内における被評価者の任用期間とする。

5 人事評価の要素および定義

人事評価の要素および定義は、別表のとおりとする。

6 評価者の職務

- (1) 評価者の職務は、次のとおりとする。
 - ア 被評価者を観察し、必要な指導を行うこと。
 - イ 被評価者の日常の職務遂行上に見られた行動のうち特に必要と認められるものを記録すること。

ウ 人事評価に際し面談を実施すること。ただし、日を単位として任用する場合
その他面談を実施することが困難と認められる場合は、この限りでない。

エ 評価期間中の観察結果にもとづき被評価者の評価を行い、青梅市会計年度任用職員人事評価シート（別記様式。以下「人事評価シート」という。）を作成し、
その他の記録とともに人事担当課長に提出すること。

(2) 被評価者の勤務地が評価者と異なる場合その他前号アからウまでに掲げる職務を評価者が行うことが困難と認められる場合は、評価者が指定する者に当該職務を行わせることができる。

(3) 評価者および前号の規定により指定を受けた者は、第1号の職務の実施に当たっては、その内容が客観的で公平かつ公正なものとなるよう努めなければならない。

7 人事評価の結果の活用

人事評価の結果は、公募によらない再度の任用を行う場合の選考において、能力の実証に活用するものとする。

8 人事評価の結果の開示

(1) 被評価者は、評価者に対し、人事評価の結果について開示を請求することができる。

(2) 評価者は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに当該請求にかかる人事評価の結果を開示するものとする。

9 不服申立て等

(1) 被評価者は、人事評価の結果に不服がある場合は、人事担当課長を経由して規程第7条の2に規定する人事評価審査会（以下「審査会」という。）に不服申立てをすることができる。

(2) 審査会は、前号の規定による不服申立てがあった場合は、速やかに当該被評価者の人事評価の結果の審査を行い、その結果を当該被評価者に通知しなければならない。

10 人事評価シートの保管

第6項第1号エの規定により提出された人事評価シートおよびその他の記録は、人事担当課長が5年間保管しなければならない。

11 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

12 実施期日

この要綱は、令和2年11月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第5項関係）

要素		定義
業績	仕事の質・量	業務の内容を理解し、定められた手続や指示に従い、期限内に正確に処理を行うことができたか
態度	規律性	規律や職場秩序を遵守して行動することができたか
	積極性	与えられた仕事を全うするために、自発的に努力し、意欲的に行動することができたか
	協調性	組織の一員として自己の役割を認識し、上司、同僚、周囲に好ましいことに進んで取り組むことができたか
	責任感	与えられた仕事を全うするために、責任感を持って取り組むことができたか
能力	基本知識・基本技術	業務に必要な知識・技術を有しており、職務遂行に当たって特に留意すべき問題がなかったか

別記様式（第6項関係）

青梅市会計年度任用職員人事評価シート

【基本情報】

所属	
氏名	

【勤務状況】

任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

【面談】

実施日	年 月 日
-----	-------

【評価】

要素		定義	評価
業績	仕事の質	業務の内容を理解し、定められた手続や指示に従い、期限内に正確に処理を行うことができたか	良・可・不可
	仕事の量		
態度	規律性	規律や職場秩序を遵守して行動することができたか	良・可・不可
	積極性	与えられた仕事を全うするために、自発的に努力し、意欲的に行動することができたか	良・可・不可
	協調性	組織の一員として自己の役割を認識し、上司、同僚、周囲に好ましいことに進んで取り組むことができたか	良・可・不可
	責任感	与えられた仕事を全うするために、責任感を持って取り組むことができたか	良・可・不可
能力	基本知識 基本技術	業務に必要な知識・技術を有しており、職務遂行に当たって特に留意すべき問題がなかったか	良・可・不可
総評			良・可・不可
特記事項			
評価者	(所属・職名・氏名)		
評価記入日	年 月 日		

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策 地域避難施設環境整備補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域住民が自主的に地域の集会施設等を避難施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項および第49条の7第1項の規定にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）が定める避難場所および避難所を除く。以下同じ。）として開設および運営するために要する費用を補助することについて必要な事項を定め、もって地域の自主防災組織の活動を支援するとともに、災害等の避難時における密集を避けることにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金（以下「補助金」という。）は、別表に掲げる自主防災組織に交付するものとする。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、第1項の目的を達成するために行う避難施設の環境整備に必要な次の費用とする。

- (1) 資機材購入費
- (2) 開設および運営に要する訓練ならびに周知啓発にかかる経費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

4 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする自主防災組織の長（以下「申請者」という。）は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

6 交付の決定

市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかに申請の内容を審査し、交付を適当と認めたときは交付の決定をし、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7 補助金の使途条件

- (1) 補助金の交付を受けた自主防災組織の長（以下「交付決定者」という。）は、

第3項に規定する対象経費以外に補助金を流用してはならない。

(2) 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、または中止し、もしくは廃止しようをするときは、市長の承認を受けなければならない。

8 実績報告

交付決定者は、補助金の使途について、補助金の交付決定にかかる会計年度の3月31日までに令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金補助事業実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

9 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

10 補助金の返還

市長は、交付決定者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付してある補助金の返還を命ずることができる。

11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年7月29日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第2項関係）

組 織 名	事 務 局 の 所 在 地
青梅地区防災対策委員会	東京都青梅市上町374番地
	青梅市民センター内
長淵地区防災対策委員会	東京都青梅市長淵6丁目492番地の1
	長淵市民センター内
大門地区防災対策委員会	東京都青梅市大門2丁目288番地
	大門市民センター内

梅郷地区防災対策委員会	東京都青梅市梅郷3丁目749番地の1
	梅郷市民センター内
三田地区自主防災対策委員会	東京都青梅市沢井2丁目682番地
	沢井市民センター内
小曾木地区自主防災組織連絡会	東京都青梅市小曾木3丁目1656番地の1
	小曾木市民センター内
成木地区防災対策委員会	東京都青梅市成木4丁目644番地
	成木市民センター内
第八支会地区防災対策委員会	東京都青梅市師岡町3丁目9番地の6
	東青梅市民センター内
新町末広町地区自主防災対策委員会	東京都青梅市新町4丁目17番地の1
	新町市民センター内
河辺地区防災対策委員会	東京都青梅市河辺町6丁目18番地の1
	河辺市民センター内
第11支会地区防災対策委員会	東京都青梅市今井2丁目908番地の1
	今井市民センター内

**令和2年度青梅市自主防災組織防災
活動拠点非常用電源等資機材支給要綱**

1 目的

この要綱は、地震、風水害等の災害時における大規模な停電の発生に備え、自主防災組織に対し、非常用電源等資機材（以下「資機材」という。）を支給することについて必要な事項を定め、もって地域の防災力および市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

2 支給対象者

資機材の支給対象者は、別表に掲げる自主防災組織とする。

3 支給資機材

青梅市長（以下「市長」という。）は、前項の支給対象者に対し、次の資機材を支給するものとする。

(1) 可搬式非常用電源

- (2) 可搬式太陽光充電器
- (3) その他付属品（携帯電話等の情報通信機器を充電するために前2号の資器材と接続するコード類を含む。）

4 支給申請

資器材の支給を受けようとする自主防災組織の長（以下「申請者」という。）は、令和2年度青梅市自主防災組織防災活動拠点非常用電源等資器材支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

5 支給決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは資器材の支給を決定し、令和2年度青梅市自主防災組織防災活動拠点非常用電源等資器材支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 支給方法

- (1) 市長は、前項の規定による支給決定をしたときは、当該支給決定にかかる申請資器材を直接購入し、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第9号）第7条第1号の規定にもとづき、当該支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）に無償譲渡するものとする。
- (2) 前号の規定により資器材の無償譲渡を受けた支給決定者は、令和2年度青梅市自主防災組織防災活動拠点非常用電源等資器材等無償譲渡受入承諾書（様式第3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

7 支給条件

支給決定者は、資器材を常に良好な状態で使用することができるよう適切に維持管理を行うとともに、当該維持管理にかかる費用等を負担するものとする。

8 資器材の返還

市長は、支給決定者がこの要綱に違反したときは、資器材の支給の決定の全部または一部を取消し、すでに支給してある資器材の返還を命ずることができる。

9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年9月15日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された資器材に関して、この要綱の失効後に必要となる返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第2項関係）

組 織 名	事 務 局 の 所 在 地
青梅地区防災対策委員会	東京都青梅市上町374番地
	青梅市民センター内
長淵地区防災対策委員会	東京都青梅市長淵6丁目492番地の1
	長淵市民センター内
大門地区防災対策委員会	東京都青梅市大門2丁目288番地
	大門市民センター内
梅郷地区防災対策委員会	東京都青梅市梅郷3丁目749番地の1
	梅郷市民センター内
三田地区自主防災対策委員会	東京都青梅市沢井2丁目682番地
	沢井市民センター内
小曾木地区自主防災組織連絡会	東京都青梅市小曾木3丁目1656番地の1
	小曾木市民センター内
成木地区防災対策委員会	東京都青梅市成木4丁目644番地
	成木市民センター内
第八支会地区防災対策委員会	東京都青梅市師岡町3丁目9番地の6
	東青梅市民センター内
新町末広町地区自主防災対策委員会	東京都青梅市新町4丁目17番地の1
	新町市民センター内
河辺地区防災対策委員会	東京都青梅市河辺町6丁目18番地の1
	河辺市民センター内
第11支会地区防災対策委員会	東京都青梅市今井2丁目908番地の1
	今井市民センター内

青梅市ゆめうめBaby特別給付金給付事業実施要綱

1 目的

この要綱は、令和2年度青梅市特別定額給付金給付事業実施要綱（令和2年5月19日実施）にもとづく給付金（以下「特別定額給付金」という。）の基準日後に出生した子を有する世帯の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う心労を見舞い、経済的負担を軽減するため、給付金を給付することについて必要な事項を定めること

を目的とする。

2 対象者

- (1) 青梅市ゆめうめB a b y特別給付金（以下「B a b y給付金」という。）の対象者は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、第5項第1号の規定によりB a b y給付金の申請を行う時点において、青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、当該申請が出生日以後に市に転入した者にかかる申請であるときは、当該住民基本台帳に登録されている者のうち、市が令和3年4月15日までに転入届を受理している者に限り対象者とする。
- (2) 前号の規定により対象者となるべき出生児にかかるB a b y給付金と同種の給付金がすでに他の市区町村から給付されている場合は、当該出生児を対象としない。

3 受給資格者

- (1) B a b y給付金の受給資格者は、前項に規定する対象者の属する世帯の世帯主とする。
- (2) 前項に規定する対象者と同時期に出生した者と生計を一にし、当該生計を維持する者であって、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしているものが、B a b y給付金の申請時点において市内に住民登録を有していない場合において、児童虐待・D V事例における児童手当関係事務処理について（平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）にもとづき、当該対象児童にかかる児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項の規定による認定の請求をし、青梅市長（以下「市長」という。）による認定を受けたときには、当該認定請求者を前号の要件を満たす受給資格者とみなす。

4 給付額

B a b y給付金の給付額は、対象者1人につき10万円とする。

5 給付手続

- (1) B a b y給付金の給付を受けようとする受給資格者は、ゆめうめB a b y特別給付金申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を、B a b y給付金の担当課窓口へ持参または郵送することにより市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、給付金を給付するものとする。
- (3) 市長は、前号の規定にかかわらず受給資格者が、金融機関に口座を開設していない等、振込みによる給付が困難な場合は、現金によりB a b y給付金を給付す

るものとする。

(4) 第1号の申請は、申請者本人に限り行うことができるものとし、市長は、申請者本人による申請であることを確認するため、申請書とともに公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めるものとする。

6 代理による申請

(1) 前項第4号の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる者に限り、申請者に代わり代理人として申請を行うことができるものとする。

ア 前項第1号の申請時点において申請者の属する世帯の世帯構成員である者

イ 申請者の法定代理人または任意代理人

ウ 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

(2) 市長は、代理人の本人確認および申請者と代理人の代理関係の確認については、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 申請書の委任欄への記載に加え、代理人の本人確認書類および申請者との代理関係を確認する。

イ 代理人が前号アに掲げる者であるときは、市の住民基本台帳により、同号イおよびウに掲げる者であるときは市長が別に定める方法により、その代理権を確認するものとする。

ウ 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合または申請者と代理人の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

7 申請受付期間

第5項第1号の申請書の受付期間は、市長が別に定める日から令和3年5月31日までとする。

8 B a b y 給付金の返還

市長は、偽りその他不正の手段または事由によりB a b y 給付金の給付を受けた者があるときは、すでに給付を受けたB a b y 給付金の返還を求めるものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年10月1日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付を受けたベビー給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和2年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 実施期日等

この要綱は、令和2年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2項関係）

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2（第2項関係）

1	中学校
2	義務教育学校の後期課程
3	中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3（第3項、第4項関係）

事業の種類	内容	支給要件	支給金額	支給時期および方法
春・夏・冬 季健全 育成 費の支 給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<p>1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。</p> <p>2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <p>3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。</p>	1人当たり 3,300円	<p>1 原則として12月に支給する。</p> <p>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</p>

<p>学 童 服・運動 衣の支 給</p>	<p>被保護世帯 の学童・生徒 に対し、「こ どもの日」の 行事の一つと して、学童服 および運動衣 の購入費を支 給するもの</p>	<p>次の各項に該当し、支給日の前月 1日現在、法にもとづく被保護世帯 で同日以降おおむね2月以上にわ たり継続して生活保護を適用する 見込みがある世帯に属する学童・生 徒とする。</p> <p>1 平成31年4月1日現在、法にも とづく被保護世帯で同日以降お おむね2月以上にわたり継続し て生活保護を適用する見込みの ある世帯（保護停止中の場合を含 む。）に属する学童・生徒とする。</p> <p>2 平成31年4月2日から令和元 年5月5日までに法にもとづくい ずれかの扶助を開始した被保護世 帯で、同年5月6日以降おおむね1 月以上にわたり継続して保護を適 用する見込みのある世帯に属する 学童・生徒とする。</p> <p>3 1および2の学童・生徒に対す る学童服の支給について、別表第1 および別表第2に掲げる学校の1 年生を除くものとする。ただし、外 国人学校在学者は、この限りではな い。</p> <p>4 別表第4に掲げる児童福祉施 設または学校に入所中（通所また は通学している者を除く。）の者 には支給しない。</p>	<p>1 学童服 1人当 たり 11,400円</p> <p>2 運動衣 1人当 たり 4,100円</p>	<p>1 原則と して12月 に支給す る。</p> <p>2 現金で 支給する ことと し、その 支払場所 は、従前 の生活保 護費支給 において 指定され たところ とする。</p>
<p>自 立 援 助 金 の 支 給</p>	<p>被保護世帯 の生徒で、中 学校を卒業 し、就職する</p>	<p>次の各項に掲げるものに該当す る者で、支給日の前月1日現在、法 にもとづく被保護世帯で同日以降 おおむね2月以上にわたり継続し</p>	<p>1人当たり 51,500円</p>	<p>1 原則と して12月 に支給す る。</p>

	者に対し、就職支度金を支給するもの	て生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。 1 平成31年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）の生徒または同年3月中に被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）から就職に伴い転出した生徒とする。 別表第2に掲げる学校を卒業し、平成31年4月末日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設（通所者を除く。）から直接就職する者でないこと。		2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
修学旅行支度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。 1 当該事業年度4月1日から同年3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けてい	1 小学6年生 1人当たり 4,300円 2 中学3年生 1人当たり 8,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

		る者を除く。 2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。		
--	--	---	--	--

別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校（寄宿舍）

令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が実施する、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定め、もって事業所の事業継続体制の構築を支援することを目的とする。

2 補助対象経費

令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる経費は、感染症対策に要する消耗品および備品の購入経費とする。

3 補助対象事業所

補助金の補助対象となる事業所は、青梅市内に所在し、令和2年12月28日までに東京都（以下「都」という。）もしくは青梅市（以下「市」という。）から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行ったものであって、感染症対策を徹底した上でサービス提供を行うものとして青梅市長（以下「市長」という。）が認める

次のいずれかに該当するものとする。ただし、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）第6条第1項の規定により、市長から指定管理者としての指定を受けて運営されているものを除く。

- (1) 別表第1の左欄に区分される介護サービス事業所等（介護サービスおよび介護予防サービスの両方の指定を受けている場合であっても、1つの事業所として取り扱うものとする。）
- (2) 別表第2の左欄に区分される障害福祉サービス事業所（同一区分において複数の指定を受けている場合であっても、1つの事業所として取り扱うものとする。）

4 補助対象除外事業所

前項の規定にかかわらず、第6項の規定により補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業所としない。

- (1) 交付申請時において、休止または中止により利用者の受入れを行っていないとき。
- (2) 令和2年4月1日以降における利用者の受入れの実績が3月に満たないとき。
- (3) 市および都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

5 補助金額

補助金の補助金額は、別表第1および別表第2の左欄に掲げるサービスの区分ごとに同表の右欄に定める補助上限の範囲内で、市長が定める額とする。

6 補助金の交付申請

申請者は、令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定等

- (1) 市長は、申請者から前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 補助金は、第9項の規定にかかわらず、前号の規定による補助金の交付決定を受けた事業所（以下「交付決定事業所」という。）の請求にもとづき、概算払の方法により交付することができる。

8 実績報告の提出

交付決定事業所は、補助対象にかかる消耗品および備品の購入を全て完了した日

から起算して1月を超えない日または令和3年4月15日のいずれか早い日までに、令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

市長は、前項の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定事業所に通知するものとし、交付決定事業所の請求にもとづき、補助金の支払いを行うものとする。

10 決定の取消し

市長は、交付決定事業所が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。

11 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、交付決定事業所に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第9項の規定により交付決定事業所に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、交付決定事業所に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年8月20日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづいて交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。

別表第1（第3項関係）

サービス区分	補助上限
介護老人福祉施設（短期入所生活介護含む。）	300,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護含む。）	300,000円
介護療養型医療施設（短期入所療養介護含む。）	300,000円
訪問介護	150,000円
訪問入浴介護	150,000円
訪問看護	150,000円
訪問リハビリテーション	150,000円
通所介護	150,000円
通所リハビリテーション	150,000円
福祉用具貸与（特定福祉用具販売含む。）	80,000円
特定入居者生活介護	80,000円
居宅介護支援	80,000円
介護予防支援	80,000円
地域密着型通所介護	150,000円
認知症対応型通所介護	150,000円
認知症対応型共同生活介護	150,000円
小規模多機能型居宅介護	150,000円
看護小規模多機能型居宅介護	150,000円
養護老人ホーム	150,000円
サービス付き高齢者向け住宅	80,000円
有料老人ホーム	80,000円
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3項に定める第1号訪問事業および第1号通所事業	80,000円

別表第2（第3項関係）

サービス区分	補助上限
施設入所支援（短期入所含む。）	300,000円
宿泊型自立訓練（短期入所含む。）	150,000円
共同生活援助（短期入所含む。）	150,000円
自立訓練（生活訓練）（地域移行支援含む。）	150,000円
就労移行支援（一般型）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援	150,000円

生活介護	150,000円
児童発達支援、放課後等デイサービス	150,000円
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	80,000円
計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援	80,000円

令和2年度青梅市妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査費用助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査（以下「検査」という。）の費用の一部を助成することにより、その負担の軽減を図り、もって市民が安心して出産できることを目的とする。

2 対象者

検査費用助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 検査日において、妊娠中で青梅市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 日本国内において、医療機関で検査を受けた者
- (3) 検査費用について全額を自己負担した者

3 対象回数

助成の対象回数は、妊娠中に受けた検査1回とする。

4 助成金の額

助成金の額は、20,000円を上限とする。ただし、検査費用が上限額を下回るときはその額とし、青梅市長（以下「市長」という。）が決定する。

5 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成の対象となる検査を受けたときは、速やかに令和2年度青梅市妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査費用助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 検査を実施した医療機関が発行した領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

6 助成の決定等

- (1) 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定

し、令和2年度青梅市妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(2) 市長は、前号の審査に際し、提出された書類以外で医療機関に申請者が検査を受けた記録その他の必要な事項を確認することができるものとする。

7 助成金の請求

前項の規定により助成の決定を受けた者は、令和2年度青梅市妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査費用助成金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

8 助成金の返還

市長は、申請者が偽りその他不正の行為によって、助成金の交付を受け、またはこの要綱に違反したときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、申請者から当該取消しにかかる部分の助成金を返還させることができる。

9 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年10月20日から実施し、同年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる助成金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

(3) この要綱は、適用日以後の検査について適用する。

令和2年度青梅市幼児教育・保育事業従事者に対する 新型コロナウイルス感染症対策応援金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大下において、感染リスクが高い幼児教育事業または保育事業を実施する施設または事業（以下「施設等」という。）で、必要な感染症対策を行いながら業務に従事した者の心労を見舞い、支援するための応援金（以下「応援金」という。）を、施設等を通じて当該従事者に対して支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

応援金の支給対象者は、令和2年4月1日から5月31日までの間に青梅市（以下「市」という。）の区域内で幼児教育事業または保育事業を実施した次に掲げるいずれかの施設等の設置者または事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (4) 私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園および幼稚園類似の幼児施設

3 応援金支給額

応援金は、別表に定める算定基準により算定した額とし、予算の範囲内で支給するものとする。

4 支給申請

応援金の支給を受けようとする施設等の設置者または事業者（以下「申請者」という。）は、令和2年度青梅市幼児教育・保育事業従事者に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

5 支給決定等

市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに応援金の支給の可否について決定し、令和2年度青梅市幼児教育・保育事業従事者に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 請求等

- (1) 前項の規定による支給決定通知書を受領した申請者（以下「支給決定事業者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに応援金を支給

するものとする。

7 従事者への支払

- (1) 前項第2号により応援金の支給を受けた支給決定事業者は、応援金の支給にかかる事業に従事した者（以下「支給該当従事者」という。）に対し、1人につき20,000円（第2項第4号に該当する場合は、1人につき10,000円）をただちに支給しなければならない。
- (2) 支給決定事業者は、支給該当従事者への支給を完了したときは、速やかに令和2年度青梅市幼児教育・保育事業従事者に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金支給完了報告書（様式第3号）に応援金支給者名簿の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

8 決定の取消し

市長は、支給決定事業者が次のいずれかに該当した場合には、応援金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により応援金の支給を受けたとき。
- (2) 応援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 応援金の支給決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

9 応援金の返還

市長は、前項の規定により、応援金の支給決定の全部または一部を取り消した場合において、支給事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに支給決定事業者に応援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

10 書類の整備保管

支給決定事業者は、支給事業にかかる収支および支出を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年8月20日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された応援金に関して、この要綱の失効後に必要となる応援金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第3項関係）

応援金支給額	(1) 第2項第1号から第3号までのもの 支給該当従事者数に20,000円を乗じて得た額
	(2) 第2項第4号のもの 支給該当従事者数に10,000円を乗じて得た額

備考

- 1 支給該当従事者は、次の条件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 令和2年4月1日から5月31日までの間に、施設等において実際に業務に従事した者（非常勤、パートおよび委託による業務従事者を含む。次号において同じ。）
 - (2) 令和2年7月29日時点で、施設等において実際に業務を継続している者または当該施設等の設置者もしくは事業者と雇用関係にある者で、育児休業等で休業しているもの
- 2 別の申請者からの申請において、すでに支給該当従事者として計上されている者は支給該当従事者数から除くものとする。

**令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症
対策保育環境改善事業補助金交付要綱**

1 目的

この要綱は、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号）にもとづき、保育施設等（次項各号に掲げる施設および事業をいう。以下同じ。）において、新型コロナウイルス感染症対策として実施する保育環境の改善事業に対し補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子どもを安心して育てることができる環境整備に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市内で運営される次に掲げる施設の設置者または事業の実施者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適

正な運営が確保されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設

(3) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(4) 児童福祉法第59条の2第1項の規定にもとづく認可外保育施設の届出を都知事に行っている企業主導型保育事業

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育施設等において、新型コロナウイルス感染症対策として保育環境の改善を行う事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1補助対象経費に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2補助基準額に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満は、切り捨てるものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表の3補助対象期間に定めるものとする。

7 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする保育施設等の設置者または実施者（以下「申請者」という。）は、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付

した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

- (1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときには、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

16 是正のための措置

- (1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定

の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

- (2) 第12項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

17 補助金の支払等

(1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

19 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

20 補助金の返還

(1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

21 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

22 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

23 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

24 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

25 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年9月14日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項および第6項関係）

1 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、備品購入費、リース料
----------	---

2 補助基準額	<p>1 施設または1事業当たり500千円。ただし、次の(1)および(2)について、当該(1)および(2)に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1) 第2項第1号から第3号までの施設または事業 令和元年度および令和2年度に市が直接実施する新型コロナウイルス感染症対策の費用ならびに令和元年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金額</p> <p>(2) 第2項第4号の事業 令和元年度に都が直接実施した新型コロナウイルス感染症対策の費用</p>
3 補助対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症
対策保育施設等事業費補助金交付要綱**

1 目的

この要綱は、東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）補助要綱（令和2年8月5日付け2福保子計第407号）にもとづき、保育施設等（次項各号に掲げる施設および事業をいう。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の対策（以下「感染症対策」という。）にかかる経費および当該保育施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費に対し補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって保育施設等の継続的な事業実施に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育施設等事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、青梅市内で運営される次に掲げる施設の設置者または事業の実施者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

- (3) 法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項の規定にもとづく認可外保育施設の届出を都知事に行っている企業主導型保育事業
- (5) 一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号）に規定する一般型一時預かり事業および幼稚園型一時預かり事業
- (6) 児童福祉法第6条の3第13号に規定する病児保育事業

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、保育施設等における消耗品、備品等の購入、施設等の消毒、感染症予防のための広報、啓発等その他の感染症対策にかかる事業および当該保育施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業の実施にかかる経費で、別表の1補助対象経費に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2補助基準額に定める額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表の3補助対象期間に定めるものとする。

7 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする保育施設等の設置者または実施者（以下「申請者」という。）は、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育施設等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染

症対策保育施設等事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

- (1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育施設等事業費補助金実績報告書（様式第3号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときには、必要に応じて

行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育施設等事業費補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

16 是正のための措置

- (1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- (2) 第12項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

17 補助金の支払等

- (1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

19 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に

においても適用する。

20 補助金の返還

- (1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

21 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年 12月4日内閣府告示第424号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

22 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない
- (2) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

23 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

24 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

25 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年9月14日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。
- (3) 第7項の申請にかかる補助対象経費が、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策保育環境改善事業補助金交付要綱（令和2年9月14日実施）の申請にかかる補助対象経費と重複する場合または第2項の別の保育施設等の区分における申請にかかる補助対象経費と重複する場合は、まず、いずれか一方の申請を優先して交付にかかる手続を行うものとし、当該申請にかかる交付決定後に、なお当該補助対象経費に未充当の残額がある場合に、他方の申請にかかる手続を行うものとする。

別表（第4項、第5項および第6項関係）

1 補助対象経費	第3項に規定する補助対象事業の実施にかかる報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、負担金、補助および交付金であって市長が適当と認める経費
2 補助基準額	1施設または1事業当たり500千円
3 補助対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

青梅市学校給食費口座振替・自動払込収納事務取扱要領

1 目的

この要領は、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和元年規則第2号。以下「規則」という。）第7条第2項で定める学校給食費の口座振替および自動払込み（以下「口座振替等」という。）による収納手続について必要な事項を定め、学校給食費の納付手続の簡素化を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領で使用する用語の意義は、青梅市学校給食費の管理に関する条例（令和元年条例第13号）および規則で使用する用語の例による。

3 対象者

口座振替等により学校給食費を納付することのできる者は、次項の取扱金融機

関等に預貯金口座を有する保護者で、取扱金融機関の承諾を得たものとする。

4 取扱金融機関

口座振替等による学校給食費の収納事務を取り扱うことができる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、青梅市指定金融機関および青梅市公金取扱金融機関に関する規則（平成14年規則第20号）第2条第1項第2号に規定する公金収納取扱店とする。

5 指定預貯金口座

口座振替等のできる預貯金口座は、取扱金融機関にある保護者本人名義の普通（総合）預貯金口座および当座預貯金口座のうち、当該保護者が指定した預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、保護者以外の口座名義人の同意を得た場合には、当該口座名義人の口座を指定することができる。

6 申込手続

口座振替等の申込手続は、次のとおりとする。

(1) 新規手続

口座振替等により学校給食費を納付しようとする保護者は、学校給食費口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（様式第1号・様式第3号）および学校給食費口座振替依頼書（自動払込受付通知書）（様式第2号）（以下これらを合わせて「依頼書等」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

(2) 変更・取消手続

すでに口座振替等により納付しているもののうち、申込書類の記載事項に変更が生じたときまたは口座振替等による納付を解約しようとするときは、新規手続と同様の手続を行うものとする。

(3) 取扱金融機関の事務処理

取扱金融機関は、依頼書等の送付を受けた場合は、記載事項を確認の上、受理し、保護者へ依頼書等（本人控え）を返却するとともに、依頼書等（金融機関控え）は保管し、依頼書等（市控え）に承諾印を押印の上、速やかに市に送付するものとする。

7 口座振替等の取扱いの開始

口座振替等による学校給食費の納付は、前項に定めるところにより市が毎月10日までに送付を受けた依頼書等について、当月に納期限の到来するものから取り扱うものとする。

8 口座振替等データの送付

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、取扱金融機関に対し、学校給食費を口座振替等の方法により納付する者の口座振替等データ（以下「データ」という。）

を通信回線を利用して伝送する方式（以下「伝送方式」という。）により納期限の4営業日前までに送付するものとする。

(2) 前号のデータの引渡しを受けた取扱金融機関は、データの内容変更をしてはならない。ただし、市長から口座振替等の停止依頼があったときは、この限りではない。

9 振替日

口座振替等による振替日は、学校給食費の当該納期限とし、当該納期限が取扱金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とするものとする。

10 振替納付手続および報告

(1) 取扱金融機関は、振替日に指定預貯金口座からデータにもとづく金額を払い出し、学校給食費として収納するものとする。

(2) 取扱金融機関は、市長に対し、振替後3営業日以内に伝送方式により口座振替等データの返戻をもって報告しなければならない。

11 振替の取扱い

(1) 指定預貯金口座の預貯金残高がデータの金額に満たない場合には、残高分だけ振り替える一部振替は行わないものとする。

(2) 同一時期に同一名義人のデータが2件以上ある場合には、振替可能なデータから振り替えるものとする。

12 口座振替等の取消通知

(1) 取扱金融機関は、指定預貯金口座の解約等の理由により、口座振替等を取消する場合は、保護者、口座名義人および市に対して書面により通知するものとする。

(2) 市長は、口座振替等による納付が適切でないことを認めるときは、口座振替等を取り消すことができるものとする。この場合において、市長は、原則として、その旨を保護者、口座名義人および取扱金融機関に通知しなければならない。

13 収納済通知書の送付

収納済通知書は、原則として送付しない。ただし、保護者から送付の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、これを作成し送付するものとする。

14 振替不能分の取扱い

市長は、取扱金融機関から振替結果の報告をデータ等により受けたときは、残高不足等による指定預貯金口座からの振替不能分を確認し、納入通知書を作成し、保護者に送付するものとする。

15 口座振替等取扱手数料

口座振替等取扱手数料については、青梅市公金の収納にかかる口座振替に関する協定書に定める額とする。ただし、株式会社ゆうちょ銀行取扱分については、別に市と株式会社ゆうちょ銀行が協議して定める。

16 実施期日

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

